

全 仏



No. 373

1991. 11

永平寺 (松平公廟所より山門をのぞむ)



—撮影 Don Farber—



財団法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

税制改正で自民党へ要望書

白川良純理事長名で提出

本会は、九月十九日付けで、左記の「要望書」を自由民主党政務調査会、全国組織委員会あてに提出した。これは去る九月十七日の本会税務委員会で内容が検討され、白川理事長名で出されたものである。

要望書

平成四年度税制改正の審議にあたり、本会は左記の点を強く要望致します。

【要望事項】

- (一)公益法人の営む収益事業の範囲の不拡大
- (二)公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ
- (三)公益法人の預貯金等より生ずる果実に對する非課税制度の堅持

【理由】

宗教法人が本来、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いの構造として存在する以上、当然の帰結でございます。

宗教法人法第六条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、本来営利を目的とし

たものではなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものがございます。

しかるに、宗教法人への課税強化は、その活動を縮小させ、宗教のもたらす精神文化の高揚に著しい支障をきたすと共に、宗教そのものの存在すら危うくすることにもなりかねません。

もとより、国家財政に協力することは、宗教法人として当然のことでございますが、「税制改正」の名のもとに、国家権力が憲法に保証されている「宗教の自由」、「政教分離」の原則を脅かすことを懸念するものであり、このような税制改正には、宗教者として絶対に容認できるものではございません。

宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

第二回税務委員会

第二回税務委員会が、去る九月十七日午後一時から、明照会館会議室で開催され、左記の事項が審議された。

1、委員変更並びに委員長選出の件

委員として、三宅心戒（曹洞宗）、柱松青巒（浄土真宗本願寺派）、寺澤當三（真宗大谷派）、安芸昌憲（高野山真言宗）の四師が就任した。委員長に柱松師が選出された。

2、「税制改正に対する要望書」の件

本年も、例年通り「税制改正に対する要望書」を提出することが確認された。

3、法人運営について

前回の委員会で検討された次の二項目について、再検討された。

①創価学会等の修正申告について

②宗教法人として、消費税法適用上の要望事項について

一九九二年版

全仏手帳

申込み受け中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文は早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録その他

サイズ 9×14cm

定価 七〇〇円（送料実費）

申込先 東京都港区芝公園四一七—四

全日本仏教会

「全仏手帳係」係

第十四回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

浄土宗における取り組みについて

浄土宗同和推進事務局参与

蓮池 瑞旭

本会の同和委員会が主催する、第十四回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る九月九日午後一時から、真言宗豊山派宗務所会議室で開催された。

浄土宗同和推進事務局参与・蓮池瑞旭、真言宗智山派同和推進本部事務局長・旭照雅の両師が発表を行った。

蓮池師は「浄土宗における取り組みについて」のテーマで、要旨つぎのような発表を行った。

(旭師の発表は次号に掲載予定)



蓮池 瑞旭師

1、浄土宗同和推進事務局
昭和五十六年に設置される。局長には社会局長が兼任、参与一名、課長二名、係長二名、東京事務所員一名の合計七名で構成されている。

2、同和推進審議会

年間四回開催され、宗議会議員三名、宗務総長簡選十六名で構成されている。

3、教区同和推進委員会

五年前に設置され、一教区十三～十五名の委員で構成されている。現在四十七教区に設置。

4、専門委員

審議会の中に専門委員をおき、特定事項の調査研究を行う。審議会の正・副委員長、仏教大学から三名、大正大学から三名の合計八名の委員で構成されている。現在は「業・旃陀羅問題」を研究し、『阿含経』における「旃陀羅」の文言の抽出作業を行っている。他のテーマが起これば解散し、他のメンバーと代わる。

5、同和問題指導者養成講座

各教区二名の定員で、九十四名が受講。なるべく若い人を対象とするため、年齢制限を上限四十才とする。同一人が九講座を受講、三ヶ年で修了。すでに終了した。

6、同和問題講師養成講座

少人数制で研修内容を濃密にするために、全国の八センター（数教区が集まって一センターを構成）から各二名を定員とする。同一人が十二講座を受講、三ヶ年で修了。明年で終了する。

7、浄土宗教学高等講習会に同和問題の研修の設定

8、教区普通講習会に同和問題研修の設置

9、寺院婦人中央、地区研修会に同和問題研修の設定

10、本宗教師養成教科に同和教育概論を加え必修教科と設定

11、その他
仏教大学、大正大学、少僧都養成講座、律師養成講座（寺院婦人が対象）等の教師養成教科で同和教育概論を加え、必修教科とした。

11、その他

布教師研修会、詠唱研修会、文書伝道会議等において同和問題研修を行う。

最後に蓮池師は、審議会等において「業・旃陀羅問題」に方向を見定め、積極的な取り組みを行っているというのが現状であると、話を締めくくった。

加盟団体代表者同和研修会開催

「風よ陽よ墓標に」

福田雅子氏
が 講 演



京都グランドホテルで開催された研修会

加盟団体代表者同和研修会が、去る九月三十日午後一時から、各宗の宗務総長、県仏の会長等、約百人の参加者を集めて、京都グランドホテルで開催された。

最初に三帰依文唱和、つづいて白川理事長より開会の辞が述べられた。

研修会は、同和委員会副委員長・伊東俊彦師の委員会報告（「差別墓石の改正に関して」）で始まり、NHK大阪放送局が制作した番組「風よ陽よ墓標に」のビデオが上映された。休憩をはさんで、このビデオの制作に当たった福田雅子氏（NHK大阪放送局制作部チーフディレクター、NHK解説委員）が「人間解放と宗教の課題」というタイトルで、講演を行った。

福田氏は、上映されたビデオの解説を通して、部落差別の問題に取り組んできた経緯を、要旨以下のように語った。（なお、この作品は88地方の時代映像祭大賞を受賞している）

※ ※ ※ ※ ※

長野県には、誰でも入れる公園墓地の中に、たくさん差別戒名の刻まれた墓石が残っています。部落差別に対する熱心な取り組みが行われている中で、差別戒名に対する関心も高まっており、見学に訪れる人が増えています。しかしこれは、差別戒名を抱えている人にとっては、大変な苦痛です。見学者の中に



福田 雅子氏

は、墓石の拓本まで取っていく人がいます。そこで望月町では、現地の方々に立ち会っていただいで撮影することにしました。それが先ほどの貴重なフィルムです。

埼玉県では、当時、半紙を差別戒名が記載されている過去帳の上に張りつけるといいう作業が行われていましたが、そうしたやり方に疑問を感じていた若い住職さんが、撮影に協力してくれました。このやり方では、日の光に照らすと、中が読めてしまうわけです。

私自身は、大阪市内の南で生まれ育ち、小学校には、同和地区の友達がたくさんいました。そうした人たちが、今話してくれるのですが、食べるにも苦しい生活の中で、お寺にだけはお金を持って行った、自分たちの学用品を買うお金も無いのに、何故、お寺にお金を持って行くのか親を責めたそうです。当時は皆、差別から死後には解放されるという思いを持っていて、それしか救われる道がなか

ったのです。

取材しても放送できなかった例もあります。岡山県のあるお寺で、若い住職が「あなた方の親や祖父祖母から、爪に火をともしような浄財をいただいできたこの寺は、穢寺だった、私の親は本山で直接、得度させてもらえなかった」ということを、初めて話された時のケースです。

この寺は、たまたま同和地区の外へ移転していたため、現在のご住職は、かなり後になるまで、はっきり知らなかったわけです。

その時の模様は、しばらくの間、サーと場所全体が静まり返って、五十歳過ぎの男の人の拳が、震えていました。また、黙って涙を流しているおばあさんがいました。

その情景こそ、宗教と差別を現わす大事な映像だと思ったのですが、穢寺という歴史を話した時の、皆さんのショックの大きさが大変辛い、とご住職はいう。そして、穢寺という言葉は、落してほしいといわれました。そういうわけにもいかないので、今回は放送しませんでした。このようなことがたくさんあって、あの番組は作られたのです。

差別戒名は、何か過去のことのようにいわれていますが、差別戒名がつけられ始めた時期は、政治的な差別が強化される、少し以前の時期です。宗教が差別の中で担ってきた歴

史、先行してそれを行ってきた歴史が、今につながっている、という問題があります。

そうした中で、差別から逃れよう、救われようとする人たちが、信仰の中にある、ということとの関係を、今、生きている人としてどう位置づけるか、それが重要です。

私たちはこの取材の中で、差別戒名の歴史の他に、「風よ陽よ墓標に」というタイトルをつけさせていただいた、差別の中に生きている人たちの、生活や命に対する思いも、伝えなかったことの一つです。

差別されてきた人たちが、どういふふうに生きてきたかという文化を発掘しながら、差別された側が提起してこられる、人間への思いだとか、文化への提言だとか、そういうことが聞こえてくることを、大事にしたいと思っています。

私たちはマスコミの立場で、差別という問題を報道する時、差別のきびしさを伝えるだけでなく、そのことを共に乗り越えていくことで、互いに尊敬し合う関係を持つことができる、そういうことを基盤にしたいと考えています。

それはまさしく水平社宣言の中にある、「人間は、いたわりや同情によって、理解されてはならない」という、重要な精神と同じだと思います。

「脳死・臓器移植」問題に関する研究会レポート

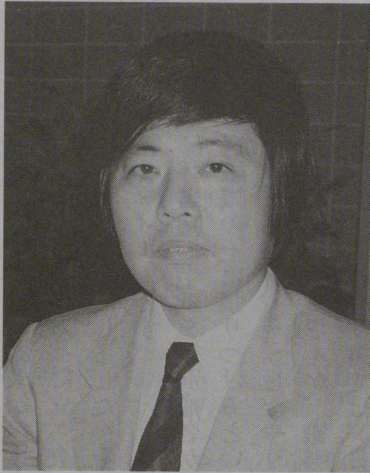
脳死臨調「中間意見」の問題点 ②

脳死臨調参与 光石 忠 敬

前号につづき、「脳死・臓器移植」問題に関する研究会レポート」として、脳死臨調参与の光石忠敬氏（昭和大学講師・弁護士）が行った報告をご紹介します。

※ ※ ※ ※ ※

私は「脳死」ということばを、非常に穿ってかかっており、このことばを使うこと自体に反対である。すなわち、「脳の最末期状態」と呼びたいのであるが、そういう状態から、その人の心臓をえぐり取って、他者に移植して良いのかという問題を議論する者は、まず



光石 忠敬氏

自分及び自分の家族が、そういう状態になった時にどうするかという事を明確にする事が必要である。もしなにかの疑問や不安があれば、それを漏れなく記述して、その正体を明らかにした上ではじめて、論ずる道徳上の資格ができるのではないかと思う。したがって、脳死は「人の死」という、いかにも他人事で議論をする事には反対である。

今の段階では、肝腎の医学界の大半が沈黙をしている。意見表明をしているのは、移植に関連する胸部外科学会等で、心臓を提供する側の脳外科、神経内科、麻酔救急医療学会等が、沈黙している。そうするとむしろ賛成意見を出しているのは法医学会で、精神神経学会は学会の最終レベルの意見として、反対であるとしている。

「中間意見」等で社会的合意というのは、医学界の合意は取り付けた、後は社会の皆さんがどう考えるかという問題であるかのごとき問いの立て方をしているような気がする。

医学会が今までのように外国に視察に行かなくとも、日本ですでにいくつもの人権等が問われた具体的な事件がある。そういうものに一番関係のあるはずの脳外科、神経内科等の学会が、検討すらしないという事に憤りを感じる。

私はことばの問題として、「脳死」ということばを、「脳の最末期状態」と呼びたい。すなわち、「死」ということばを使って社会で議論すれば、それは「人間が死んでいる」という事を誘導することばであると思うのである。

そしてもう一つの意味で、「死」という字は解剖学では臓器がだめになる、あるいは細胞がだめになるというようなレベルで使う。いわゆる「脳死」という状態になった時、本当に内的意識は無いのだろうかという疑問が起きる。つまり、何か感じていたのだけれど、ただそれを表現できない状態というものが有り得るわけである。しかしこの「脳死」ということばを使うと、臓器としての脳は死んでいるという事を誘導することばとなる。

また、そのことばが指し示している中身にも問題がある。専門家が「脳死」の説明に、脳がグチャグチャになっている状態（オートリシス）という事を使うが、本当にそういう状態かどうかという事が、問題なのである。

すなわち、オートリシスが起こっていない状態をも、使う事があるのである。心臓をえぐり取って移植に使うには、より早い段階でなければうまく行かないだろうという事は、誰にでも分かる。つまりオートリシスが起こっていない状態の人の臓器が使われるだろうと想像されるのである。

このように、「脳死」ということが指し示している意味内容が、論者によってまちまちに用いられるという、非常に困った議論の状態がある。

いわゆる脳死状態の臓器を必要とする臓器移植は可能かという基本テーマについて、第一に、いわゆる脳死状態は人の死か、第二に、この点につき社会的合意が必要か、第三に、社会的合意はできているか、第四に、摘出できるか、第五に、移植できるか、という基本的な論点がある。これらについて、現段階で対立している考え方をまとめてみると、およそ次の通りである。

①いわゆる脳死状態は人間の死ではなく、摘出、移植はできない。
②いわゆる脳死状態は人間の死ではないが、厳格な条件を満たせば、摘出、移植は認められる。

おそらく、「中間意見」中の少数意見の考え方はここにある。

③いわゆる脳死状態を人間の死とする社会的合意なし立法があれば、一定の条件下で、摘出、移植ができるが、社会的合意は未だできていない。

④いわゆる脳死状態は人間の死ではないが、移植特別立法ができれば、摘出、移植ができる。

⑤（考え方は③と同じ。但し）社会的合意はできている。

これが今回の「中間意見」中の多数意見がとったものである。

⑥いわゆる脳死状態は人間の死と社会的法的に決まらなくても、自己決定権の論理により、摘出、移植ができる。社会的合意や立法は必ずしも必要でない。

⑦脳死は人間の死だが、移植を認めるべきでない。

⑧脳死は人間の死であり、摘出、移植ができる。

これらの考え方には、様々な変形があるし、組み合わせもある。

「脳死臨調」は、超党派の「生命倫理研究議員連盟」と「脳死生命倫理及び臓器移植問題に関する調査会」が提案した法案である。『臨調設置法』によって設置された。しかし、臓器移植が行われ始めた南アフリカ等では、臓器を提供したドナーはすべて黒人であり、移

植を受けた患者は桁違いの金持ちが多い。そういう意味では、これは本当に超党派の問題なのかという事に疑問がある。

「脳死臨調」は『時限立法』に則り、二年間の活動後解散され、予算額は年間六千七百万円で運営される。これに比べて、「アメリカ大統領委員会」は（テーマとして脳死・臓器移植に限らず、遺伝子治療の問題等の様々な問題を扱った違いはあるが）、予算は四年間で四百億円という国家予算を使っている。やはりそれだけの国家予算を使って衆知を集めるといふ意気込みが、両者の違いに見られる。また両者の一番の違いは、「公開」にある。すなわち、「アメリカ大統領委員会」は誰でも出席でき、資料も前もってもらえ、一般人が発言できる時間が用意されている。一方「脳死臨調」は、少しづつ公開の方向に向かってはいるが、『審議だより』等ではメンバーの固有名詞は伏せられ、外から迎えたゲストスピーカーの名前だけが出ているという、大変失礼なものになっている。また、一番大事な内部のやり取りをマスコミに見せないといい、半端な公開である事に、違いがある。

最後に光石氏は、このような「脳死臨調」で答申が出ても、もし公開が不十分であれば、世間はあまり重視しないのではないかと危惧すると話を締めくくられた。

『だれでもできるお寺の経理』 刊行

新宿アカウンティングオフィス刊行の『だれでもできるお寺の経理』宗教法人会計事務入門』は、本年一月に発刊以来、大変好評を得ています。

今日まで、宗教法人を対象とした経理の入門書は数多く刊行されています。しかし、それらの多くは記述が専門的すぎて難解だったり、逆に簡略に書かれているため、いざ使おうとしても役に立たないものでした。

そうした中で、本書は画期的なテキストとなるものです。その書名の通り、誰でもできるように、実にわかりやすく構成された会計の手引書になっています。

本書の最大の特徴は、振替伝票だけを使い、お寺に出入りするお金の流れを記録していく、という方法を基本にしているところにあります。

本会顧問弁護士の長谷川正浩師が中心となり、一般のご住職や寺族の方々が、正しく伝票を起こせるようになることを、最重点としてまとめられた、この『だれでもできるお寺の経理』こそ、寺院会計入門書の決定版といえます。

なお、本書に関するお問い合わせは、左記

までお願いいたします。

〒一六九 東京都新宿区新宿一―一九―一六

ISビル

長谷川法律事務所内

新宿アカウンティングオフィス

電話〇三(三三五二)四五五四

『事務局録事』

一十月一

四日 全青協正力松太郎氏二十三忌法要

参列

八日 日宗連理事会

十一日 局内会議

十四日 日宗連幹事会

十七日 新宗連結成四十周年式典参列

十九日 埼玉県佛教徒大会出席

二十日 大正蔵経索引完成祝賀会出席

二十二日 理事会

局内会議

二十四日 法律相談室

二十四―二十五日 同宗連現地研修会出席

二十五日 長野県仏教徒大会出席

静岡県仏教徒大会出席

二十九日 同和委員会・同和研究会

仏旗

- 仏旗(大) たて140cmよこ210cm四五、〇〇〇円
- 仏旗(中) たて90cmよこ135cm一七、〇〇〇円
- 仏旗(小) たて70cmよこ100cm二三、〇〇〇円
- 手旗 たて35cmよこ50cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて90cmよこ135cm一〇、〇〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4965

一九九一年十一月一日発行 発行人 石上智康 発行所 財団法人全日本仏教会 一〇五 東京都港区芝公園四一七―四 電話〇三(三三五二)九二二五